

社会的養護における天理教の社会福祉活動 (1)

天理大学人間学部准教授
深谷 弘和 Hirokazu Fukaya

「社会的養護」とは、保護者のいない子どもや、虐待や家庭内暴力などによって家庭で養育を受けることが困難な子どもに対して、公的な責任によって、社会的に養護をおこなうことである。日本で社会的養護は、施設やグループホームで行われる「家庭的養護」と、里親やファミリーホームで行われる「家庭養護」の2つに大きく分類される。従来は、民法上の親子関係がないという意味で、里親を「家庭的養護」と表現するのが一般的であったが、2011年に国の検討会がまとめた「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護で保護される子どものうち、おおむね3分の1が里親に委託するべきという方針が出た。それに伴い、概念の変更がおこなわれ、里親は「家庭養護」と分類されることになった。

天理教の社会福祉活動のなかでも、社会的養護の活動は、最も長い歴史を持つ。天理教の社会福祉活動のはじまりである天理教養徳院（現：天理養徳院）は、現在まで、児童養護施設として、社会的養護を担ってきた。また、地方でも農業に従事する人たちの子どもを預かる季節託児所が展開されるなど、社会的養護につながる活動がおこなわれてきた。

施設における社会的養護

天理教の社会福祉活動の歴史的展開でも整理したように、1948年に「三大方策」が発表され、全国に天理教徒によって社会福祉施設が設立された。それらは、現在「天理教社会福祉施設連盟」として、児童、高齢、障害など約120の施設が加盟し、研修会などを通じて交流をおこなっている。そのうち、社会的養護を担うのは、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設である。代表的な施設として、天理養徳院と同じく社会福祉法人天理を母体とする天理教三重互助園や、東本大教会の調布学園、越乃国大教会の白梅学園、西海大教会部内蒲池分教会の白梅学園、高安大教会部内紀北分教会の六地学園などがある。これらの児童養護施設では、初代真柱が天理教養徳院の設立時に詠んだ「人の子も我が子もおなじころもて おふしたててよこのみちの人」という和歌を指針としているところもある。

近年、児童養護施設は、地域化、小規模化がすすめられている。例えば、天理養徳院では、本体施設は小舎制と呼ばれる玄関、キッチン、ダイニング、リビング、浴槽、トイレなどの設備が独立したホーム単位での養育が、5～6人の子どもを対象としておこなわれている。また、本体施設と離れた場所に、一般家庭の住居と同じような建物があり、グループホームとして養育がおこなわれている。

先述したように、国の政策としては、施設養護から里親を中心とする社会的養護が推進されている。そのなかであって、児童養護施設では、発達や愛着などに課題のある子どもや、思春期など高い年齢の子どもたちの入所が増えており、より専門性の高い養育が求められるようになってきている。各地の児

童養護施設では、地域社会との接点を求めているところが多い。社会的養護に取り組んできた天理教が、教会を通じて、児童養護施設との接点を持つことも、今後の社会福祉活動においては重要な点になるといえるだろう。

ひろがりをもせる里親活動

里親制度は、児童相談所で家庭からの分離が必要であると判断された子どもを、里親登録した家庭で養育するもので、戦後、1948年の児童福祉法の施行により制度化された。現在、里親研修を修了し、認定を受けることで里親登録をすることができる。天理教では、里親制度ができる以前から、教会を中心に子どもに限らず、生活に困難を抱える人や、身寄りのない人と暮らしてきた歴史があり、里親制度は、それに追従してきたものとの認識が強い。そのなかであって、里親制度そのものの行き詰まりが危惧される社会状況を踏まえて、1981年に宗教団体としては初の「里親会」が発足し、現在は「天理教里親連盟」として活動が続いている。2023年11月には、40周年記念大会が開催される。

2020年度の行政報告によれば、養育里親が11,853世帯となっているが、そのうち、天理教里親連盟に登録している里親は、約650名（2022年）となっており、全体の5%を天理教の里親が占めていることになる。八木三郎の論文「社会的養護における天理教里親の意義」（『天理大学おやさと研究所報』第17号、2010年）では、天理教の里親は、里親登録後に実際に委託されている割合が、一般の里親よりも高くなっている点に注目しており、日本社会において天理教里親が、大きな役割を担っていることがわかる。

こうした天理教里親の信仰的なベースとして取り上げられるのが、先述の初代真柱の和歌に加えて、『稿本天理教教祖伝逸話篇』「86 大きなたすけ」にある「人の子を預かって育ててやる程の大きなたすけはない」との教祖の言葉である。天理教里親連盟では、「天理教里親信条」を掲げ、活動がおこなわれている。

繰り返し述べてきたように、政策として社会的養護において里親が重要視されるようになったことになり、天理教の里親活動はひろがりをもせている。児童虐待の相談件数が増加するなかであって、児童相談所の一時保護所が定員を超えてしまい、里親をしている天理教の教会に一時保護を委託するというケースもある。また近年では、長年、里親に取り組んできた教会で、ファミリーホームを開設するところも出てきている。ファミリーホームは、実子を含まずに、5～6人の子どもを3人以上の養育者で養育する事業で、法人格を取得していなくても、里親からの移行であれば個人でも運営主体になることができる。

こうした社会的養護を通じた社会福祉活動が、里親をする信仰者、あるいは里子たちにどのような気づきを与えたのかについては、次回、整理していくこととする。